

産業廃棄物ハンドブック

～産業廃棄物の適正な処理のために～

徳 島 県

生活環境部環境指導課

目 次

はじめに	1
◆ 産業廃棄物とは	2
◆ 事業者の責務	5
◆ 排出事業者の処理	5
◆ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の 処理基準	6
◆ 産業廃棄物保管基準	7
◆ 委託処理	8
◆ 委託契約書	9
◆ マニフェストシステム	10
◆ マニフェスト使用の流れ	11
◆ 産業廃棄物の運搬車	12
◆ 不法投棄の禁止	12
◆ 野外焼却の禁止	13
◆ 処理基準（焼却）	14
◆ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物） 処理業者	16
◆ 産業廃棄物処理施設の設置	17
◆ 排ガス中のダイオキシン濃度の基準	19
◆ 焼却施設の構造・維持管理基準	20
◆ 各種リサイクル法	21
◆ 罰則について	22

はじめに

「環境の世紀」である21世紀、私たちは真に豊かな生活空間の創出を目指す中で、かけがえのない豊かな自然環境を保全するとともに、環境への負荷の少ない循環型社会を形成し、自然と共生する、環境と経済が両立した地球環境にやさしい持続可能な社会を実現することが求められています。

産業廃棄物は、社会経済の発展に伴って必ず排出されるものですが、適正に処理されなければ、私たちの生活環境が破壊され、さらには地球環境の保全にまで重大な支障を及ぼすことにもなります。

そこで、産業廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を行うことにより、快適な生活環境を確保するため、関係法令の趣旨等を理解していただく一助にこの小冊子を作成しました。

産業廃棄物とは

産業廃棄物は、昭和45年12月に制定された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められています。

この法律では、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれに汚染されたものを除く）と定められており、さらに、排出状況にてらし、一般廃棄物と産業廃棄物とに区分されています。

「産業廃棄物」とは、工場や事業場の事業活動（物の製造、加工又は販売等）に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥、木くず、がれき類等20種類（表1）をいい、これら以外の廃棄物を一般廃棄物とといいます。

(注)

法：廃棄物処理法

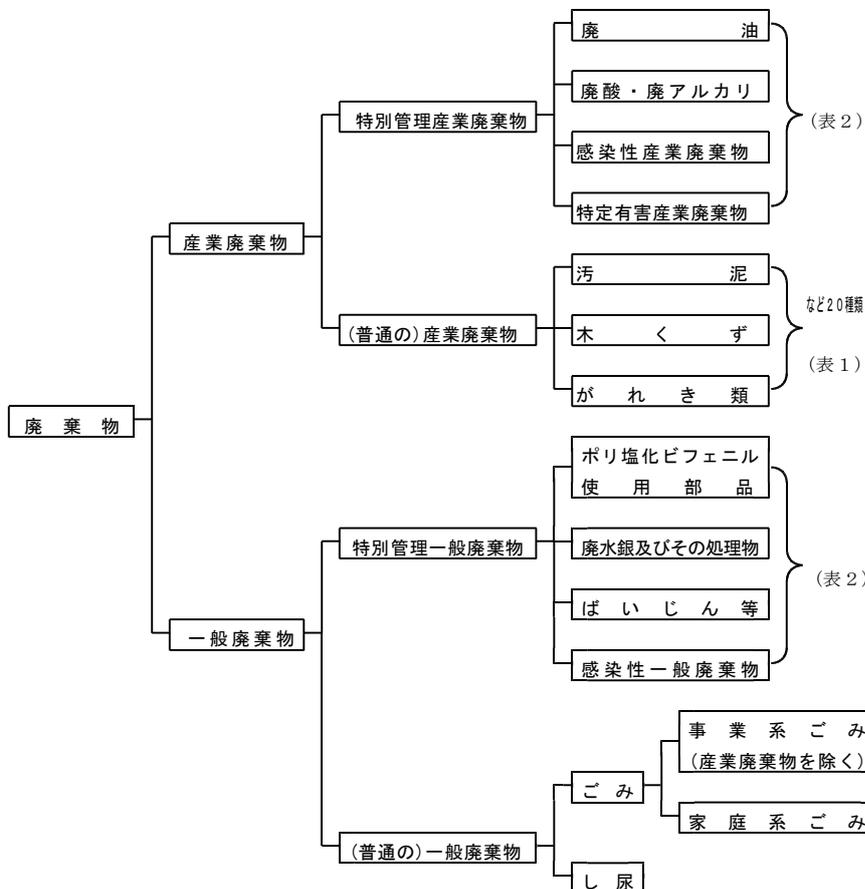
令：同 施行令

規則：同 施行規則

法2（定義）

令2（産業廃棄物）

廃棄物の分類



表一 1 産業廃棄物の種類

種 類	内 容
1 燃 え 殻	石炭殻、焼却炉の残灰、炉清掃廃棄物、その他の焼却残渣
2 汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工場の排水処理汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、赤泥、炭酸カルシウムかす、掘削工事に伴って排出される泥状物等
3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タール、ピッチ、タンクスラッジ等
4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸液等すべての酸性廃液
5 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液等すべてのアルカリ性廃液
⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等固形状液状のすべての合成高分子系化合物
7 紙 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる壁紙・障子・紙・板紙のくず等
8 木 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生じる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット
9 織 維 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、衣類その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる量、じゅうたん、木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
10 動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあら等
11 動物系固形不要物	と殺場においてと殺し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
⑫ ゴムくず	天然ゴムくず
⑬ 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等
⑭ ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラスくず：板ガラス、破損ガラス、ガラス繊維くず、ガラス粉等 コンクリートくず：製造過程等で生じるコンクリートブロックくず等 陶磁器くず：陶器くず、耐火レンガくず、耐熱レンガくず等
15 鉱 さ い	高炉・平炉・電気炉等の残渣、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等
⑯ が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物
17 動物ふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
18 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
19 ば い じん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設等において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
20. 上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固形化物）	

(注) ○…安定型産業廃棄物 太字…特定の事業活動に伴う産業廃棄物

表－２ 特別管理廃棄物

１ 特別管理一般廃棄物

種 類	内 容
ポリ塩化ビフェニルを使用した部品	一般廃棄物である廃エアコン・廃テレビジョン受信機・廃電子レンジから取り出されたポリ塩化ビフェニル使用部品
廃水銀及びその処理物	水銀又はその化合物が使用されている製品が一般廃棄物となったものから回収した排水銀及びこれを処分するために処理したもので、環境省令で定める基準に適合しないもの
ば い じ ん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有するもの
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物

2 特別管理産業廃棄物

種 類	内 容
廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油（おおむね引火点が70℃以下） <small>関連事業：紡績、印刷、香料製造、医薬品製造、石油精製、クリーニング、科学技術研究、その他</small>
廃 酸 廃 アルカリ	pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液 <small>関連事業：カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、アセチレン誘導品製造、医薬・試薬・農業製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究、その他</small>
感染性産業廃棄物	血液の付着した注射針、採血管などの感染性病原体を含む又はそのおそれある産業廃棄物 <small>関連事業：病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、その他</small>
特 定	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃ポリ塩化ビフェニル等（廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油） ● ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ汚泥、紙くず、木くず、繊維くず ● ポリ塩化ビフェニルが付着、又は封入された廃プラスチック類や金属くず、ポリ塩化ビフェニルの付着した陶磁器くず ● ポリ塩化ビフェニル処理物（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもの）
有 害	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定施設から排出された廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く） ● 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀、及び廃水銀等を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの
産 業	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿や石綿含有保温剤等、その除去工事から排出されたシートや防塵マスク等の用具・器具で石綿が付着しているおそれのあるもの ● 大気汚染防止法の特定ばいじん発生施設を有する事業場の集じん施設で集めた飛散性の石綿、集じん施設で使用した防塵マスクや集じんフィルタ等の用具・器具で石綿が付着しているおそれのあるものなど <small>関連事業：建設、解体、造船、機械修理、その他</small>
廃 棄 物	水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサンを基準値以上含んでいる、汚泥、銧さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじんなど <small>関連事業：無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、医薬・試薬・農業製造、金属製品製造、石油化学製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究、めっき、クリーニング、その他</small>

※ この票に記録した特別管理産業廃棄物の具体例と関連事業は、代表的なものです。

事業者の責務

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならないこととされています。

また、物の製造業者の立場にある事業者等は、廃棄物の減量化に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価するなど、これらの廃棄物の適正な処理が困難になることのないようにしなければならないこととされています。

このことは、廃棄物の排出事業者処理責任を明確にしているばかりでなく、物の製造段階からその物が廃棄物となった場合における処理を念頭において製品開発等を行わなければならないことを示しています。

法3（事業者の責務）

法11（1）（事業者の責務）

法12（事業者の処理）

排出事業者の処理

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理に当たっては、人の健康や環境面に支障を生じないように無害化、安定化、減量化などの適正な処理を行う必要があります。

具体的には、それぞれの産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）に応じて「保管基準」「収集、運搬及び処分の基準」等に従って適正に処理する必要があります。

また、事業者自らが①設置許可施設で処理する場合、②設置許可対象外の焼却施設で処理する場合、③事業場の外において設置許可対象外の施設で処理する場合については、処分年月日、処分方法ごとの処分量及び処分後の持出先等について記載した帳簿を備え付けなければなりません。

法12（事業者の産業廃棄物処理）

法12の2（事業者の特別管理産業廃棄物処理）

産業廃棄物

特別管理産業廃棄物の処理基準

排出事業者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理を適正に行い、無害なことはもちろんのこと環境汚染をもたらさないような状態にしておくことが法令で義務づけられています。これは排出事業者としての社会的責任でもあります。

廃棄物処理法では、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の「保管基準」、「収集、運搬及び処分の基準」等が規定され、排出事業者はこの遵守が義務づけられています。

特に、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管については、排出事業者、処理業者を問わず、運搬されるまでの保管や処分されるまでの保管について、看板の設置が義務づけられ、高さや保管量の上限が制限され、囲いの設置等で廃棄物の飛散、流出、地下浸透及び悪臭発散の防止等を図ることも義務づけられています。また、排出事業者が建設工事に伴う産業廃棄物を事業場外で保管（保管場所の面積が300㎡以上のものに限る。）する場合の知事への事前の届出についても、義務づけられています。

また、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの（特別管理産業廃棄物に分類される廃石綿等を除く。例：石綿スレート、石綿管、パルプメント板、ビニールタイル等のアスベスト成形板等）については、石綿含有産業廃棄物とされ、その保管、収集、運搬及び処分に際し、他の廃棄物との分別や飛散防止の徹底、一定の場所で、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないよう埋立処分を行うことなどが義務づけられています。

なお、特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、一定の資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が義務づけられています。

法12（事業者の産業廃棄物処理）

法12の2（事業者の特別管理産業廃棄物処理）

法12(2)

規則8（産業廃棄物保管基準）

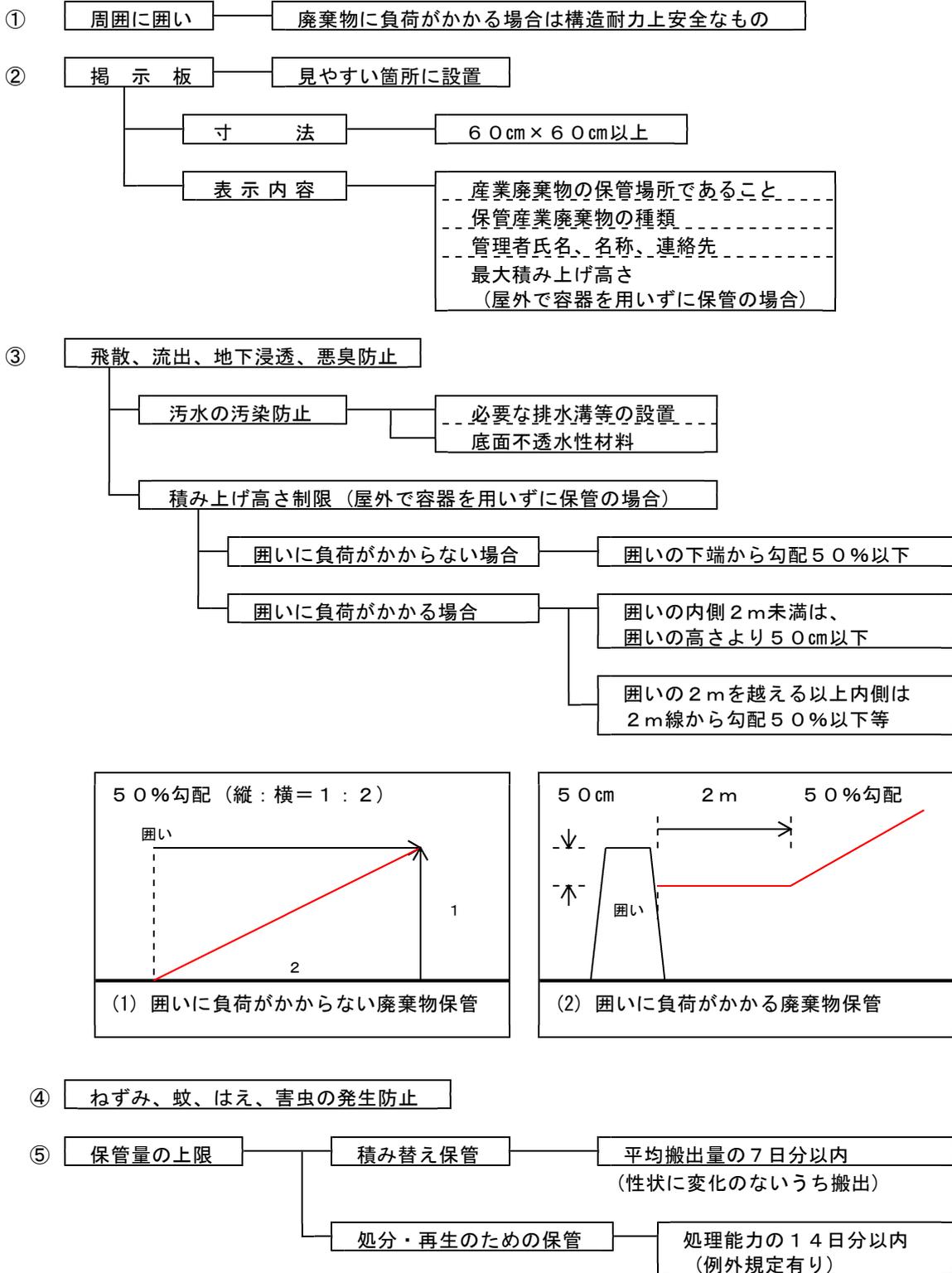
令6(1)（事業者の収集、運搬、処分等の基準）

規則8の2（産業廃棄物の保管の届出の対象となる産業廃棄物）

規則8の2の2（産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管）

産業廃棄物保管基準

産業廃棄物の保管については、次の基準に従い適正に保管する必要があります。



※上記の保管基準を満たした上での保管量の上限

(適正な処分、再生にやむを得ない期間以上の保管禁止)

委託処理

事業者処理責任の原則を補完する方法として、排出事業者が自ら処理できないときには、知事の許可を受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業者（以下「処理業者」という。）に委託の基準に従って処理を委託することができます。

また、市町村の処理能力に余裕がある場合には、市町村に委託できる場合もあります。

いずれの場合にも、排出事業者は、自ら排出した産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が適正に処理されたことを確認しなければなりません。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬又は処分を処理業者に委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を処理業者に交付しなければならないこととなっています。これにより、委託した産業廃棄物の適正な処理を確認することができます。

なお、特別管理産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合には、あらかじめその種類、数量、性状等を文書で委託しようとする処理業者に通知しなければなりません。

法12(5)、令6の2(運搬、処分等の委託の基準)

法12の2(5)、令6の5(特別管理産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準)

法11(2)(併せ産廃)

法12の3(産業廃棄物管理票)

委託契約書

産業廃棄物の処理を委託する際には、排出事業者が収集運搬業者と処分業者のそれぞれと書面による委託契約を結ぶ必要があります。（排出事業者と収集運搬業者、排出事業者と処分業者との間での契約となります。）

また、排出事業者、収集運搬業者、処分業者が三者契約を締結することは、廃棄物処理法違反となります。

（委託契約書は契約の終了日から5年間保存することが義務づけられています。）

運搬のみ委託する場合の記載事項 **1** **2**

処分のみ委託する場合の記載事項 **1** **3**

運搬及び処分を委託する場合の記載事項 **1** **2** **3**

1 共通事項

- 他人の産業廃棄物の運搬又は処分を業として行うことができる者で、委託する産業廃棄物が事業の範囲に含まれているものであることを証する書面（許可証、認定書、指定証、再生事業者登録証明書などの写し）の添付
- 産業廃棄物の種類（20種類）
- 産業廃棄物の数量
- 委託契約の有効期限
- 委託者が受託者に支払う料金
- 受託者の事業の範囲（許可業者の場合）
- 産業廃棄物の性状
- 産業廃棄物の荷姿
- 産業廃棄物の性状の変化に関する事項（通常保管状況下での腐敗、揮発等）
- 他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- 受託業務終了時の委託者への報告に関する事項
- 契約解除の場合の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項

2 運搬の記載事項

- 運搬の最終目的地の所在地（積替保管をする場合）
- 積替又は保管を行う場所の所在地
- 積替又は保管できる産業廃棄物の種類
- 積替のための保管上限
- 積替又は保管する場所において安定型産業廃棄物と他の産業廃棄物と混合することの許否等

3 処分の記載事項

- 処分又は再生の場所の所在地
- 処分又は再生の方法
- 処分又は再生の処理能力
- 最終処分の場所の所在地
- 最終処分の方法
- 最終処分の処理能力

マニフェストシステム

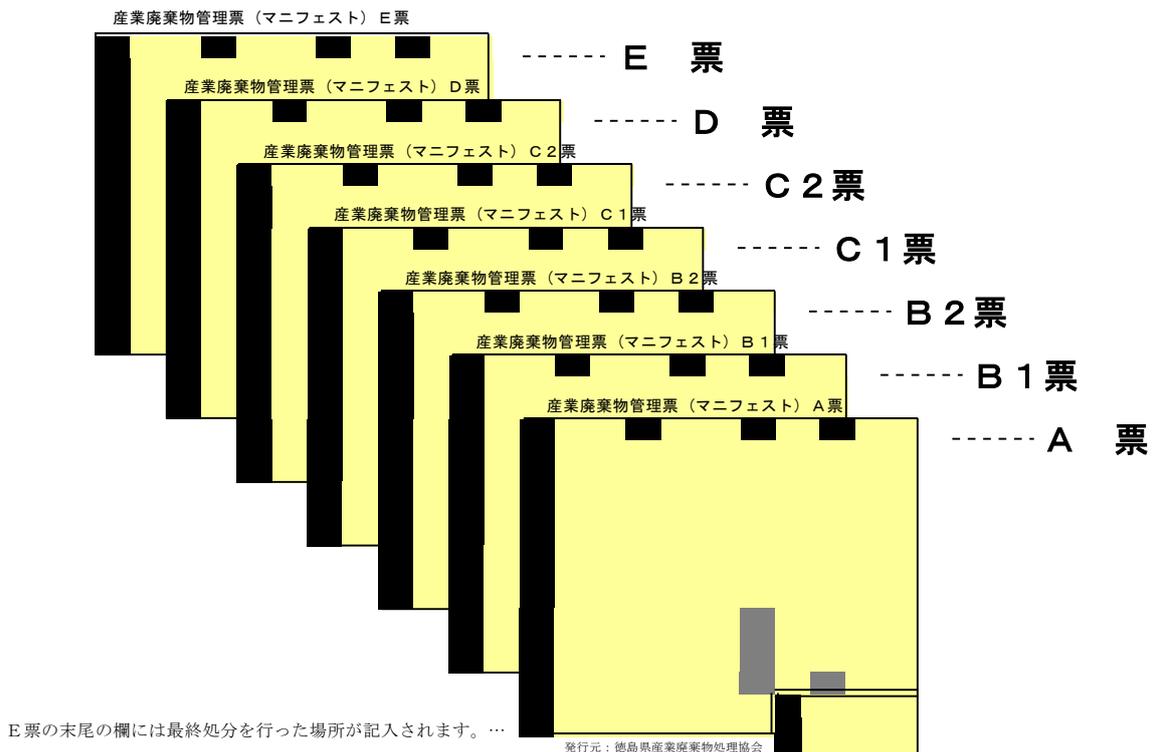
マニフェストシステムとは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、マニフェストに産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握、管理するしくみです。

マニフェストシステムを利用することにより、不適正な処理による環境汚染や、社会問題となっている不法投棄を未然に防止できます。

また、インターネットを使用し、マニフェスト情報を電子化してやり取りする「電子マニフェスト」の活用も可能です。

● マニフェスト使用のポイント ●

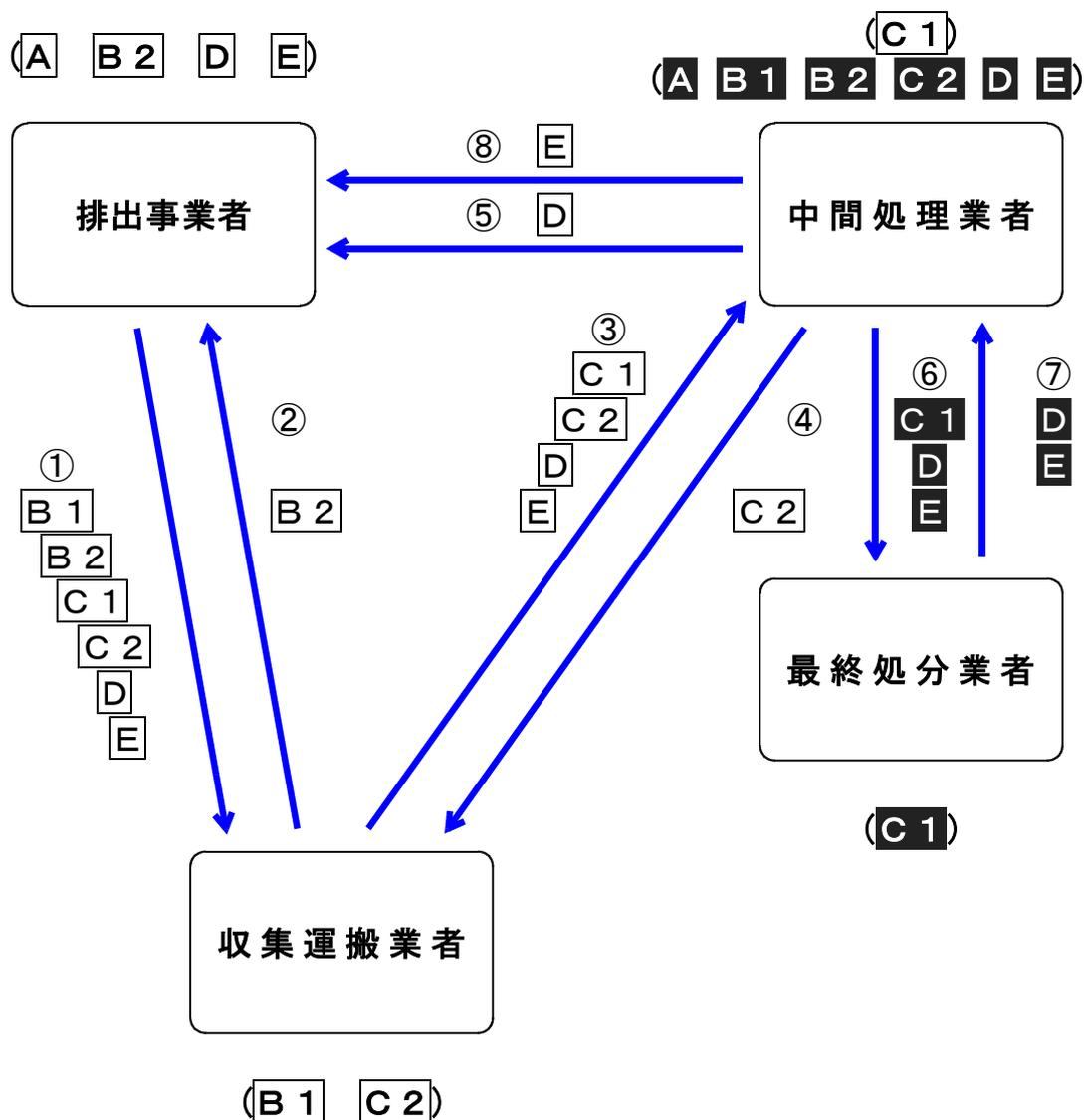
- 産業廃棄物の種類ごと、行き先（処分場）ごとに交付する。
- 産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に交付する。
- 排出事業者のマニフェスト交付担当者が、産業廃棄物の種類、数量、処理業者の名称等を正確に記載した上で交付する。
- マニフェストの控え（A票）は、交付した日から5年間保存する。
- 処理業者から送付された写しは、送付された日から5年間保存する。
- 前年度における交付状況を翌年度の4月1日から6月30日までの期間に知事へ報告する。
- 電子マニフェストの場合は、前年度の交付状況を翌年度知事に報告する必要はありません。



対象：産業廃棄物が処分業者に直接運搬される場合（積替保管なし）

- A 票 排出事業者の控え
- B 1 票 運搬業者の控え
- B 2 票 運搬業者から排出事業者に戻送され、運搬終了を確認
- C 1 票 処分業者の保存用
- C 2 票 処分業者から運搬業者に返送され、処分終了を確認
- D 票 処分業者から排出事業者に戻送され、処分終了を確認
- E 票 処分業者から排出事業者に戻送され、最終処分終了を確認

マニフェスト使用の流れ



注1) (A) ~ (E) は、一時マニフェストを表す。

(A) ~ (E) は、二次マニフェストを表す。

注2) () 内 は、当該伝票の保管場所を示す。

全てのマニフェストは5年間の保存が義務づけられています。

また、運搬業者や処分業者はマニフェストの交付を受けることなく産業廃棄物を引き取ることはできません。(電子マニフェストを除く。)

これらに違反した者は、措置命令や6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することが規定されています。

なお、電子マニフェストを活用した場合は、排出事業者・収集運搬業者・中間処理業者・最終処分業者それぞれが、「情報処理センター」へ報告等を行うこととなります。

産業廃棄物の運搬車

●産業廃棄物運搬車への表示及び書面の備え付け●

	排出事業者（自己運搬）	産業廃棄物収集運搬業者
表示内容	①産業廃棄物の収集・運搬車両であること ②氏名又は名称	①産業廃棄物の収集・運搬車両であること ②氏名又は名称 ③許可番号（下6桁でも可）
文字	上記① → 140ポイント（約5cm）以上 上記②、③ → 90ポイント（約3cm）以上	
備え付ける書面	次に掲げる事項を記載した書面 ・氏名又は名称及び住所 ・運搬する産業廃棄物の種類、数量 ・積載日、積載した事業場の名称、所在地、連絡先 ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先	①許可証の写し ②以下の書類のいずれか ◇紙manifestoの場合 交付されたmanifesto ◇電子manifestoの場合 (1)電子manifesto使用証の写し (2)以下の内容を記載した書面あるいは電子データ（内容を容易に表示できること。通信による方法可） ・運搬する産業廃棄物の種類、数量 ・委託者の氏名または名称 ・積載日、積載した事業場の名称、連絡先 ・運搬先の事業場の名称、連絡先

不法投棄の禁止

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を公共の河川や道路はもちろん他人の山林や田畑などへ捨てたり、放置することは生活環境を保全するために全面的に禁止されています。

廃棄物処理法においては、廃棄物の不法投棄を厳しく規制しています。この法律に違反した場合は、「**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科**」とすることが規定されています。

さらに法人等に対しては、**3億円以下の罰金**に処せられます。

また、不法投棄の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬を行った場合は、「**3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科**」に処することが規定されています。

法16（投棄禁止）

野外焼却の禁止

廃棄物処理法においては、一定の例外を除いて、廃棄物の野外での焼却に罰則が設けられています。

焼却施設を用いずに廃棄物を焼却処分する、いわゆる「野焼き」は、ダイオキシンの排出という面でも特に問題があります。

廃棄物処理法に違反した場合は、「5年以下の懲役若しくは1、000万円以下の罰金又はこの併科」に処することが規定されています。

法16の2（焼却禁止）

● 例外規定 ●

1	国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却 (例. 河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却等)
2	震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却 (例. 凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時における木くずの焼却等)
3	風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 (例. どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却)
4	農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 (例. 農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却)
5	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの (例. たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却)

直罰の対象とならない焼却であっても、住宅密集地や、農地（畑地、田んぼ）、山林など地域の状況によって、周囲の環境衛生上問題となる場合は、県、市町村の指導及び処分の対象となりますのでご注意ください。

処理基準（焼却）

●焼却施設における処理基準

1. 800度以上に耐える耐火材による補強
2. 十分な高さ及び口径の煙突の設置
3. 空気取入口又は空気供給装置の設置
4. 二重扉式等（投入口）の設置
5. 温度計の設置
6. 燃焼バーナーの設置

廃棄物処理法においては、処理基準で焼却の際には焼却設備を用いて焼却することと次のとおり定められております。

これらの基準が満たされない場合には処理基準違反となり、改善命令の対象若しくは廃棄物処理法16条の2（野外焼却の禁止）違反となります。



● 規制の内容 ●

	基 準	備考 (必要と考えられる対策の例)
燃 焼 方 法	煙突から焼却灰及び未燃物を飛散させないこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な負荷となるよう、焼却量を調整する ● 排ガス処理設備や飛散防止ネットを設置する
	煙突の先端から火炎又は黒煙（注）を出さないこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な負荷となるよう、焼却量を調整する ● 必要な量の空気を通風させる
	煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 隙間や破損部分がない焼却設備を用いる ● 焼却中は廃棄物投入口の扉を閉めておく ● 適正な負荷となるよう、燃焼量を調整する
設 備 の 構 造	空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で、定量ずつ廃棄物を焼却できるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 800度以上に耐える耐火材により補強する ● 隙間や破損部分がある場合には補修する
	燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 十分な高さ及び口径の煙突の設置 ● 空気取入口又は空気供給装置の設置
	外気と遮断された状態で、廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められた焼却設備の場合を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ● 二重扉式等の設置
	燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること	<ul style="list-style-type: none"> ● 温度計の設置
	燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃焼バーナーの設置

産業廃棄物

特別管理産業廃棄物処理業者

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、業を行おうとする区域を管轄する知事の許可を受けなければなりません。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業の区分は、取り扱う産業廃棄物の種類と処理の内容により、次のとおり区分されています。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業の区分

産業廃棄物の種類	処理業の区分
産業廃棄物	産業廃棄物収集運搬業
	産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物収集運搬業
	特別管理産業廃棄物処分業

処理業者は、「保管基準」、「収集運搬及び処分の基準」に従い受託した産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を適正に処理しなければなりません。

また、処理業者は、受託した廃棄物に関する帳簿を作成・保存する義務があります。

法14（産業廃棄物処理業）

法14の2（変更の許可）

法14の4（特別管理産業廃棄物処理業）

法14の5（変更の許可）

法14(12)（産業廃棄物処理基準）

法14の4(12)（特別管理産業廃棄物処理基準）

廃棄物処理施設の設置

表3に掲げる産業廃棄物処理施設を設置（構造又は規模の変更を含む）しようとする者は、事前に知事の許可を受けること及び資格を有する技術管理者を置くことが必要です。

これらの施設は、「産業廃棄物処理施設の構造基準」をはじめ、関係法令の諸基準に適合するものでなければなりません。施設の種類によって細かく定められています。

また、これらの施設が完成した場合には、「産業廃棄物処理施設使用前検査申請書」を知事に提出し、検査を受けた後でなければ使用できません。

さらに、最終処分場や焼却施設等の特定の施設（表-3参照）については、5年3ヶ月以内ごとに産業廃棄物処理施設について知事の検査を受けなければなりません。

法15（施設の設置許可）

法15の2の6（変更の許可）

法21（技術管理者）

法15の2（5）（使用前検査）

法15の2の2（定期検査）

表一 3 産業廃棄物処理施設（設置許可対象施設）

施令令 第7条	産業廃棄物処理施設	許可対象施設（処理規模）
1	汚泥の脱水施設	10 m ³ /日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設	10 m ³ /日を超えるもの
	汚泥の天日乾燥	100 m ³ /日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設	5 m ³ /日を超えるもの 又は 200 kg /h以上のもの 又は 火格子面積2 m ² 以上のもの
4	廃油の油水分離施設	10 m ³ /日を超えるもの
5	廃油の焼却施設	1 m ³ /日を超えるもの 又は 200 kg /h以上のもの 又は 火格子面積2 m ² 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	50 m ³ /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破砕施設	5 t /日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設	100 kg /日以上のもの 又は 火格子面積2 m ² 以上のもの
8の2	木くず又はがれき類の破砕施設	5 t /日を超えるもの
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固形化施設	すべての施設
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべての施設
10の2	廃水銀等の硫化施設	すべての施設
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべての施設
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべての施設
12	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	すべての施設
12の2	廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	すべての施設
13	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分解施設	すべての施設
13の2	産業廃棄物の焼却施設	200 kg /h以上のもの 又は 火格子面積2 m ² 以上のもの
14	産業廃棄物の最終処分場	イ 遮断型最終処分場
		ロ 安定型最終処分場
		ハ 管理型最終処分場
		すべての施設

(注) 太字…定期検査が義務づけられている産業廃棄物処理施設

排ガス中のダイオキシン濃度の基準

次頁の維持管理基準において、新設・既設の別、燃焼室（炉）の規模に応じて、排ガス中のダイオキシン濃度について基準が設けられています。

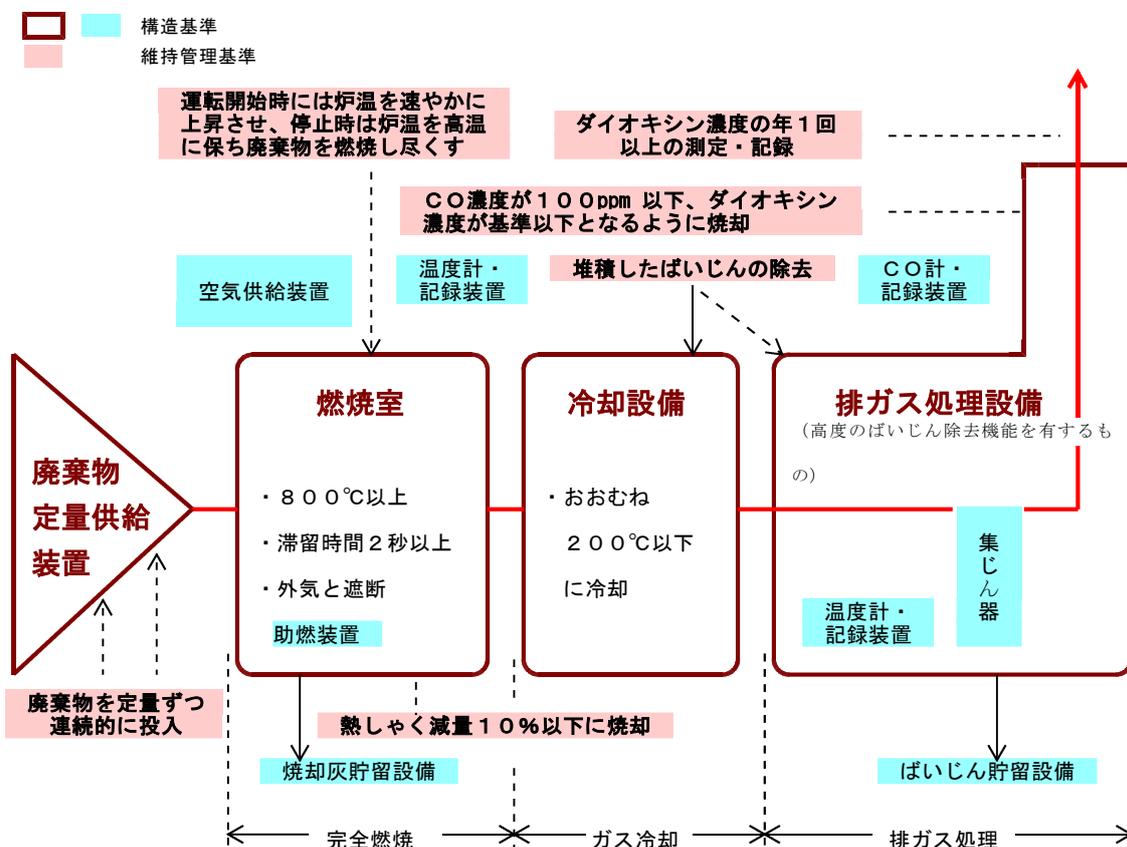
各施設において、少なくとも年1回はダイオキシン濃度を測定し、ダイオキシン類濃度が基準に適合していることを確認する必要があります。

● ダイオキシン類濃度の基準 ●

燃焼室（注）の 処理能力	新設施設 （平成9年12月1日以降設置）	既存施設 （平成9年11月30日以前設置）
4トン/時以上	0.1 ng/m ³	1 ng/m ³
2～4トン/時	1 ng/m ³	5 ng/m ³
2トン/時未満	5 ng/m ³	10 ng/m ³

（注）施設の規模ではなく、燃焼室（炉）の規模によって基準値が設定されているのでご注意ください。

● 構造基準・維持管理基準のイメージ ●



焼却施設の構造・維持管理基準

■この基準は、施設の設置許可を取得する際の要件となるとともに、許可を受けた者はこの基準を遵守する義務があります。この基準に違反した場合には、許可の取消、改善命令、使用停止命令の対象となり、この命令に従わなかった場合の罰則として、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が設けられています。

新設施設の構造・維持管理基準		既存施設に対する経過措置 H9.11.30日以前設置	新設の施設 H9.12.1日以降設置	
構造	外気と遮断された状態で、廃棄物を定量ずつ、連続的に燃焼室に供給できる供給装置(注1)を設置すること	○	○	
	燃焼室	燃焼ガスが摂氏800度以上の状態で燃焼できる燃焼室を設置すること	○	○
		燃焼ガスが摂氏800度以上の温度のまま燃焼室に2秒以上滞留できる燃焼室を設置すること	×	○
		外気と遮断された燃焼室を設置すること	○	○
		助燃装置を設置すること	○	○
	必要な空気を供給できる設備を設けた燃焼室を(供給空気量を調節する機能を有するもの)を設置すること	○	○	
	基準	燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する装置を設置すること	○	○
		集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却できる冷却装置を設置すること	○	○
		集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する装置を設置すること	○	○
		生活環境安全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(高度のばいじん除去機能を有するもの)を設置すること	○	○
排ガス中のCOの濃度を連続的に測定・記録する装置を設置すること		○	○	
ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備・貯留設備を設置すること		○	○	
ばいじん又は焼却灰が飛散・流出しない灰出し設備を設置すること		○	○	
ピット・クレーン方式によってごみを投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること		○	○	
維持管理	燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと	○	○	
	燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと	○	○	
	焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること	○	○	
	運転開始時は、助燃装置を作動させる等により、燃焼室の炉温を高温に保ち燃焼し尽くすこと	○	○	
	燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること	○	○	
	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること	○	○	
	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること	○	○	
	排ガス処理設備・冷却設備に堆積したばいじんを除去すること	○	○	
	排ガス中のCOの濃度が100ppm以下になるように燃焼すること	○	○	
	排ガス中のCOの濃度を連続的に測定・記録すること	○	○	
	排ガス中のダイオキシン類濃度が一定濃度(20頁を参照)以下となるように焼却すること	(20頁を参照)	○	
	排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回以上測定・記録すること	○	○	
	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること	○	○	
	ばいじんと焼却灰を分離して排出し、貯留すること	○	○	
	火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消火設備を備えること	○	○	

(注1) ガス化燃焼方式を用いた焼却施設、1時間当たりの処理能力が2トン未満の施設については定量供給装置の設置が免除されています。

各種リサイクル法

● 建設リサイクル法 ●

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務づけています。

また、発注者は工事着手の7日前までに、建築物などの構造、工事着手時期、分別解体の計画などについて、知事に届け出る必要があります。

対象建設工事

建築物に係る解体工事	床面積の合計が80m ² 以上
建築物に係る新築又は増築の工事	床面積の合計が500m ² 以上
建築物に係る上記以外の維持修繕等工事	工事請負代金が1億円以上
工作物に係る解体工事又は新築工事など	工事請負代金が500万円以上

● 自動車リサイクル法 ●

「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」により、自動車所有者すべてがリサイクル料金を支払う義務があります。リサイクル料金は、フロン類、エアバック類、シュレッターダスト（解体・破碎後に出るゴミ）の適正処理に利用されております。

引取業者、フロン類回収業者は知事の登録を受けなければなりません。解体業者、破碎業者は知事の許可が必要です。

無登録、無許可で使用済自動車を取り扱った場合、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」となります。

罰則について

<最終改正> (平成30年4月1日施行)

罰 則 の 内 容	罰 則
1 第25条 ① 無許可営業(廃棄物の収集、運搬、処分) ② 無許可の事業範囲変更 ③ 事業停止命令・措置命令違反 ④ 委託基準違反(無許可業者への委託) ⑤ 名義貸しの禁止違反 ⑥ 廃棄物処理施設の無許可設置 ⑦ 廃棄物処理施設の無許可変更 ⑧ 不正の手段による許可取得(変更許可を含む) ⑨ 環境大臣の確認を受けない廃棄物の輸出(未遂を含む) ⑩ 産業廃棄物の受託禁止違反 ⑪ 廃棄物の投棄禁止違反(未遂を含む) ⑫ 廃棄物の焼却禁止違反(未遂を含む) ⑬ 指定有害廃棄物の処理禁止違反(保管、収集、運搬、処分)	5年以下の懲役若しくは 1,000万円以下の罰金 又はこの併科
2 第26条 ① 委託基準違反、再委託禁止違反 ② 施設改善命令違反、施設使用停止命令違反 ③ 改善命令違反(保管、収集、運搬、処分) ④ 施設の無許可譲り受け・無許可借り受け ⑤ 廃棄物の無許可輸入 ⑥ 廃棄物の輸入許可条件違反 ⑦ 不法投棄又は不法焼却目的の廃棄物の収集又は運搬	3年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金 又はこの併科
3 第27条 環境大臣の確認を受けない廃棄物の輸出目的の輸出予備	2年以下の懲役若しくは 200万円以下の罰金 又はこの併科
4 第27条の2 ① 排出者管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 ② 運搬受託者管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 ③ 運搬受託者管理票回付義務違反 ④ 処分受託者管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 ⑤ 管理票保存義務違反 ⑥ 虚偽管理票交付 ⑦ 管理票未交付による産業廃棄物の引渡し ⑧ 虚偽管理票送付 ⑨ 電子管理票虚偽登録 ⑩ 電子管理票報告義務違反虚偽報告 ⑪ 勧告命令違反	1年以下の懲役若しくは 100万円以下の罰金
5 第28条 ① 情報処理センター役員又は職員等の秘密保持義務違反 ② 指定区域内の土地の形質変更に係る計画変更命令違反・措置命令違反	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
6 第29条 ① 許可業者の欠格要件への該当に係る届出義務違反・虚偽届出 ② 施設使用前検査受験義務違反 ③ 保管の事前届出違反 ④ 処理困難時の委託者への通知義務・通知保存義務違反 ⑤ 指定区域内の土地の形質変更に係る届出義務違反・虚偽届出 ⑥ 廃棄物処理施設設置者の事故時の応急措置命令違反	6月以下の懲役 又は50万円以下の罰金

罰 則 の 内 容	罰 則
<p>7 第30条</p> <p>① 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・保存義務違反</p> <p>② 業廃止届出義務違反・変更届出義務違反・虚偽届出</p> <p>③ 廃棄物処理施設の軽微変更・廃止・休止・再開届出 相続の届出義務違反・虚偽届出</p> <p>④ 定期検査の拒否・妨害・忌避</p> <p>⑤ 維持管理事項記録・備え置き義務違反・虚偽記録</p> <p>⑥ 産業廃棄物処理責任者等設置義務違反</p> <p>⑦ 報告拒否、虚偽報告</p> <p>⑧ 立入検査等拒否・妨害・忌避</p> <p>⑨ 技術管理者設置義務違反</p>	<p>30万円以下の罰金</p>
<p>8 第31条</p> <p>情報処理センター又は廃棄物処理センター役員又は職員による規定違反</p>	<p>30万円以下の罰金</p>
<p>9 第32条(法人等両罰規定)</p> <p>① 無許可営業(廃棄物の収集、運搬、処分)</p> <p>② 無許可の事業範囲変更</p> <p>③ 不正の手段による許可取得(変更許可を含む)</p> <p>④ 環境大臣の確認を受けない廃棄物の輸出(未遂を含む)</p> <p>⑤ 廃棄物の投棄禁止違反(未遂を含む)</p> <p>⑥ 廃棄物の焼却禁止違反(未遂を含む)</p> <p>⑦ その他の罰則規定(上記①～⑥、情報処理センター役員又は職員等の 秘密保持義務違反、31条～34条に規定する違反を除く)</p>	<p>法人に3億円以下の罰金 代表者等に各本条の罰金刑</p> <p>法人に各本条の罰金刑 代表者等に各本条の罰金刑</p>
<p>10 第33条</p> <p>① 非常災害のための保管の事後届出違反</p> <p>② 指定区域の指定に際する既着手者(土地の形質変更)の届出義務違反 ・虚偽届出</p> <p>③ 指定区域内における非常災害の応急措置に係る土地の形質変更の届出 義務違反・虚偽届出</p> <p>④ 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の提出、実施状況報告義務違反</p>	<p>20万円以下の過料</p>
<p>11 第34条</p> <p>無登録の登録廃棄物再生事業者の名称使用</p>	<p>10万円以下の過料</p>